

指定介護老人福祉施設
重要事項説明書

社会福祉法人東京都福祉事業協会
特別養護老人ホーム
赤羽北さくら荘

指定介護福祉施設サービスの提供に当たり、施設の概要や提供されるサービスの内容、利用上の留意事項等の重要事項について次の通り説明します。

ご利用は、原則として要介護認定の結果、「要介護3」「要介護4」「要介護5」の認定を受けた方が対象となります。

1 事業の目的と運営方針

社会福祉法人東京都福祉事業協会（以下「法人」という。）が管理運営する特別養護老人ホーム赤羽北さくら荘（以下「事業所」という。）の指定介護老人福祉施設の運営に関し、必要な事項を定め、業務の適性かつ円滑な執行と老人福祉施設の理念に基づき、また「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」を遵守し、利用者の生活の安定及び生活の充実、並びに家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

事業所の指定介護老人福祉施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排泄、食事等の介護相談及び援助、社会生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにすることを目指すものとします。

2 事業者（法人）の概要

事業者名	社会福祉法人 東京都福祉事業協会
代表者氏名	理事長 藤崎 誠一
所在地	〒114-0002 東京都北区王子二丁目19番21号
電話番号	03-3911-3679

3 事業所の概要

(1) 事業所の概要

施設名称	特別養護老人ホーム 赤羽北さくら荘
事業所番号	1371706654
所在地	〒115-0052 東京都北区三丁目6番10号
電話番号	03-3900-3901
FAX 番号	03-3900-3902
管理者氏名	井坂 哲朗
入居定員	40名

(2) 設備の概要

居室	10室(40床)
共同生活室、機能訓練スペース	4室
トイレ	12箇所
浴室	一般浴槽、リフト浴槽、特殊浴槽
洗面設備	共同生活室4箇所、1室ごとに2箇所
その他	介護職員室 医務室 看護職員室 洗濯室 汚物処理室 介護材料室 調理室

(3) 事業所の従業者体制

職種	職務の内容	員数
施設長	施設全体の管理監督	1名(兼務)
医師	内科・精神科 入所者の健康管理及び療養上の指導	3名(嘱託)
事務員	経理、庶務、営繕他	3名(兼務)
生活相談員	生活相談、入退所調整他	1名以上 (介護支援専門員兼務)
介護職員	介護サービス全般	12名以上(常勤換算)
看護職員	健康管理、保健衛生管理他	2名以上(常勤換算)
管理栄養士又は栄養士	給食管理、栄養ケア計画作成他	1名以上(兼務)
機能訓練指導員	機能訓練、個別機能訓練計画作成他	1名以上(兼務)
介護支援専門員	施設サービス計画作成他	2名以上(兼務)

4 サービスの概要

類	内容
施設サービス 計画の作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ 介護支援専門員は、入所者やご家族等のご希望を踏まえ関係職員と協議の上、入所者に対する支援の方針や解決すべき課題、提供される介護サービスの目標・内容・種類をまとめ、入所者やご家族等の同意に基づいて作成します。 その他、必要な計画を別途作成する事があります。 ・ 計画に沿って サービスを一定の期間提供（原則として6月に1回以上）した後に結果を評価して、入所者やご家族等に説明するとともに、施設サービス計画に変更の必要がなければ継続し、必要があれば変更します。 ・ 施設サービス計画を作成又は変更した場合には、入所者又はご家族等に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。
介護	<p>施設サービスは個別の「施設サービス計画書」（ケアプラン）に基づき提供します。</p> <p>入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 入浴の介助 身体状況に応じて一般浴槽・リフト浴槽・特殊浴槽にて週2回以上の入浴日を設けています。ただし、やむをえない場合は清拭または中止となる場合があります。 ・ 排泄の介助 入所者の自尊心に配慮しながら身体的能力を活かした方法で支援します。おむつを使用せざるを得ない場合は適切に取り替えます。 ・ 食事の介助 可能な限り離床して食堂や居室で食事を摂ることを支援します。 ・ 移乗・移動の介助 入所者の身体状況に応じて、体位変換・離臥床の移乗介助を行うと共に車椅子・歩行器等での移動介助をおこないます。 ・ 更衣・整容の介助 入所者の身体状況に応じて洗面、整髪、口腔ケアの介助を行います。 ・ 洗濯 各ユニットの家庭用洗濯機で行います。傷みやすいものや縮みやすいものはご家族等で対応をお願いしています。 ・ その他、リネン交換等の環境整備等の介護を適切に行います。
食事	<p>栄養ケア計画を作成し入所者の栄養管理を計画的に行い、身体状況及び嗜好を考慮した食事の提供を、適切な時間に行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食事は栄養ケア計画に基づき、食形態に対応します。

	<ul style="list-style-type: none"> ・食事の提供時間は、対応可能な範囲で入所者の生活習慣を尊重した適切な時間に提供します。 ・あらかじめ申し入れがあった場合は、衛生上又は管理上許容可能な2時間まで取り置きをすることができます。 ・行事食を設ける等豊かな食生活を提供します。 <p>【食事時間】 朝食 おおむね7時30分から 昼食 おおむね12時00分から 夕食 おおむね18時10分から</p>
相談及び援助	入所者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め入所者又はご家族等に対し可能な限り相談に応じ必要な助言、その他の援助を行います。
社会生活上の便宜	要介護認定あるいは区分変更の申請や日常生活を営むために必要な行政手続きや日常生活に係る諸費用に関する支払い代行について、入所者、ご家族等が行うことが困難である場合は同意を得たうえで代わって行います。
機能訓練	機能訓練計画に基づき、入所者の心身等の状況に応じて日常生活を送るのに必要な機能の改善または維持するための訓練を行います。
口腔衛生の管理	歯科医師又は歯科衛生士の技術的助言及び指導に基づきご利用者の口腔衛生管理を計画的に行います。
健康管理	<ul style="list-style-type: none"> ・医師による診察（内科週1回、精神科月2回）及び訪問診療（歯科週1回）を行います。 ・看護職員が適宜健康相談に応じ、入所者の健康状態の必要に応じて担当医師の指示に基づき適切な措置を行います。 ・入所者又はご家族等の意向を確認しインフルエンザ等感染症の予防接種を行います。
理・美容	理美容師の出張による理容（毎月第1月曜日）美容（毎月第3もしくは第4火曜日）を利用いただけます。利用料金は別途かかります。
余暇活動	ご希望によりユニット毎に季節に合わせて企画した行事や社会資源を利用した活動に参加することができます。その場合、別途費用がかかる場合があります。

5 施設利用にあたっての留意事項

※原則として居室を選ぶことはできません。利用期間中、居室変更が必要と施設が判断した場合、入所者、ご家族等に相談のうえ変更する事がありますのでご了承ください。また、多床室からユニット型個室への移動はできません。希望される場合は北区特別養護老人ホーム申し込みにて再度申し込みが必要となります。

- ・面会については原則として9時から18時までとしています。ただし、健康診断等の施設行事や感染症の状況によっては面会時間や方法の変更をお願いすることや面会をお

断りすることがあります。また、面会時には1階受付にて面会票への記入をお願いします。

- ・外出及び外泊については事前に外出先や予定日時等を届け出てください。
- ・所持品等については基本的に自己管理となります。所持品には氏名をフルネームで記入してください。衣類は適宜、衣替えをお願いします。施設内に持ち込むものに関しては都度ご相談ください。なお、使用に耐えられなくなった消耗品等についてはご家族等が来荘された際に適宜処分、補充いただきますようお願いいたします。火器、動植物、刃物等の危険物の持ち込みは禁止です。
- ・貴重品（金銭、スマートフォン、パソコン等）の管理については自己管理となります。故障、紛失、盗難につきまして一切の責任を負いかねます。
- ・施設内、居室内のリモコン等の備品を紛失や破損した場合は弁償/実費負担にて現状復帰をお願いします。
- ・食品の持ち込みについては衛生及び健康管理上の面から生もの、入所者の食事形態と明らかに異なる食品、その他施設が判断した食品の持ち込みはご遠慮ください。持ち込まれた食品は原則、各ユニットで管理し入所者及びご家族等の求めに応じて提供します。賞味（消費）期限が切れたものは施設判断で廃棄します。
- ・緊急連絡先は2箇所以上の確保をお願いします。緊急連絡先の1番目の方が第1キーパーソンとなり郵便物の送付先になります。連絡先の変更がある場合については必ず申し出てください。また個人情報の観点から施設とのやり取りは原則第1キーパーソンでお願いします。緊急時の場合は第1キーパーソン以外へ連絡することがあります。
- ・緊急時において救急車を要請し医療機関へ搬送する場合があります。その際には、ご家族等へ連絡が入りますので入院先の病院へ同行もしくは施設の指示に従っていただきます。
- ・医療機関等に入院された場合は、ご家族等が入院先の担当医から病状及び入院期間等を確認し施設へ報告をお願いします。
- ・入院及び外泊期間中、入所者ご家族等に相談のうえ短期入所介護を利用される方にベッドを活用させていただく場合があります。
- ・喫煙は館内禁煙となっています。飲酒についても健康上制限をお願いする場合があります。
- ・政治宗教に関わる活動や他の方にご迷惑となる行為についてはご遠慮いただきます。

6 ハラスメントの禁止

職員の人権ないし業務の正常な運営を確保する観点から、入所者、ご家族等には次の事項について厳守していただきます。各号が守られない場合には関係機関に報告するとともに契約を解消させていただくことがあります。

①パワーハラスメント

- ・身体的暴力（叩く、引っ掻く等、身体的な力を使って職員に危害を及ぼす行為）
- ・精神的暴力（大声で怒鳴る、理不尽な要求をする等、職員の尊厳や人格を態度に

よって傷つけたりおとしめたりする行為)

②セクシャルハラスメント

- ・職員に対する不必要な体への接触、交際等の強要、好意的態度の要求、性的な嫌がらせ行為

③カスタマーハラスメント

- ・長時間の拘束、執拗なクレーム、制度上対応できないことの要求、恫喝や罵声、妥当性を欠く金銭保証の要求等、職員や事業所等に対する著しい迷惑行為

7 入退所の手続きについて

(1) 入所の手続きについて

東京都北区の入所案内に基づき、北区健康福祉部高齢福祉課高齢相談係またはお近くの高齢者あんしんセンターへお申し込みください。

(2) 契約の終了

事業所との契約では、契約が終了する期日は特に定めていません。次の事由があった場合に事業所との契約は終了し退所していただくことになります。

- ① 入所者が死亡された場合
- ② 要介護認定により入所者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ③ 事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④ 事業者の滅失や重大な毀損により、入所者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤ 事業者が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ 入所者又はご家族等から退所の申し出があった場合

契約の期間中であっても入所者やご家族等から退所を申し出ることができます。その場合には、原則として退所を希望される7日前までにお申し出ください。

- ・入所者が入院された場合
- ・介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ・事業者の運営規程の変更に同意できない場合
- ・事業所または職員が正当な理由なく契約に定める介護福祉サービスを実施しない場合
- ・事業所または職員が守秘義務に違反した場合
- ・事業所または職員が故意または過失により入所者の身体・財物・信用等を傷つけ、または著しい不信行為、その他契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ・他の入所者が入所者の身体・財物・信用等を傷つけた場合または傷つける恐れがある場合に事業所が適切な対応をとらない場合

⑦ 事業所からサービス提供の終了の申し出を行った場合

次の場合には事業所より退所していただくことがあります。

- ・入所者やご家族等が契約締結時にその心身の状況および病歴等の重要事項につい

て故意にこれを告げず、または不実の告示を行いその結果契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

- ・入所者やご家族等が故意または重大な過失により事業所や職員、他の入所者の生命・身体・財物・信用を傷つけ、または著しい不信行為を行うことによって契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ・入所者が入院し明らかに3か月以内に退院できる見込みがない場合または入院後3か経過しても退院できないことが明らかになった場合
- ・入所者が胃瘻、経管栄養等の医療行為により当事業所での介護を行うことが困難と判断された場合
- ・料金の支払いを2か月以上遅延し料金を支払うように催告したにもかかわらず14日間以内に支払わない場合

(3) 契約終了となった場合

直ちに下記のとおり対応していただきます。

- ・未払い料金の支払い
- ・所持品の引き取り
- ・遺留（預かり）金品の引き取り

当事業所は、遺留金品の引き渡しについては契約書第11条に基づき、あらかじめ指定された受取人に対してのみ行います。引き渡しにかかる費用については入所者、ご家族等にご負担いただきます。また、入所者の相続問題などには一切関与いたしません。

(4) 入院期間中の取扱い

医療機関への入院の必要がある場合の対応は下記の通りとなります。

- ・3か月以内の入院の場合

入院期間が3か月以内と見込まれる場合は、退院後再び入所することができます。ただし、入院期間中は外泊時費用及び居住費をご負担いただきます。なお、利用していた居室を短期入所生活介護に活用することに同意し活用させていただいた期間につきましては所定の利用料金をご負担の必要はありません。

- ・入院期間が3か月を超えることが見込まれる場合

入院期間が3か月を超えることが見込まれる場合は契約解除となります。

(5) 円滑な退所のための援助

入所者が当事業所を退所される場合には入所者やご家族等の希望、入所者の心身の状況や置かれている環境等を勘案し、必要に応じて適切な医療機関や介護保険サービスの情報を提供するなど円滑な退所のために支援を行います。

8 利用料等

(1) 介護保険給付対象サービスの費用

サービス利用料金は入所者の要介護度や介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額となります。サービス利用料金の目安は別表にあるとおりです。

1) 基本利用料

名称	内容
介護福祉施設サービス費	基本料金は要介護度別に定められています。

2) 加算

以下の要件を満たす場合は基本料金に加算します。

名称	内容
初期加算	施設生活に慣れていただくためにさまざまな支援が必要になることから入所日から30日間加算する
安全対策体制加算	事故防止に関する研修や情報共有の機会を定期的実施している場合（入所時1回）
外泊時費用	入院または外泊をした場合、ひと月に6日間、月をまたぐ場合には12日間まで算定する
日常生活継続支援加算	認知症高齢者等が一定割合以上入所してかつ介護福祉士資格を有する職員を一定の割合配置した場合
看護体制加算 (I)(II)	(I) 常勤の看護師を1名以上配置している場合 (II) 看護職員の数が一定数を上回って配置され24時間の連絡体制が確保されている場合
精神科医療指導加算	精神科を担当する医師による定期的な療養指導が月2回以上おこなわれていること
夜勤職員配置加算 (I)(II)(III)(IV)	夜勤時間帯に勤務する介護職員または看護職員の夜勤職員数が一定の基準以上である場合
個別機能訓練加算 (I)(II)(III)	(I) 多職種共同で個別機能訓練計画を作成し、計画的に実施した場合 (II) (I)について算定した入所者の情報などを厚生労働省に提供し必要な情報を活用した場合 (III) 共有した情報を踏まえ必要に応じて個別機能訓練計画の見直しを行い内容について関係職種間で共有している場合
科学的介護推進体制加算 (I)(II)	(I) 入所者のADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況や心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し適切かつ有効にサービスを提供するために必要な情報を活用している場合 (II) (I)の要件に加えて疾病や服薬等の情報を厚生労働省に提出した場合
栄養マネジメント強化加算	管理栄養士を常勤換算方式で入所者の数を50（施設に常勤栄養士を1人以上配置し、給食管理を行っている場合は70）で除して得た数以上配置しており、低栄養状態のリスクが高い入所者

	<p>に対し、医師、管理栄養士、看護師などが共同して作成した栄養ケア計画に従って、食事の観察（ミールラウンド）を週3回以上行い、入所者ごとの栄養状態、嗜好などを踏まえた食事の調整などを実施した場合</p>
<p>口腔衛生管理加算 (I)(II)</p>	<p>(I) 歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が介護職員に口腔ケアに関する技術的助言及び指導を月1回以上実施し、技術的助言及び指導に基づき、入所者の口腔ケア・マネジメントに係る計画が作成されている場合 (II) (I) について算定した入所者の情報等を厚生労働省に提供し必要な情報を活用した場合</p>
<p>褥瘡マネジメント加算 (I)(II)</p>	<p>(I) 入所者毎に褥瘡発生のリスク評価を行い、多職種共同で褥瘡ケア計画作成、実施、見直しを行い、その結果を厚生労働省に提出し必要な情報を活用している場合 (II) (I) の要件を満たし入所時の評価の結果、褥瘡が発生するリスクがあるとされた入居者の褥瘡の発生のない場合</p>
<p>排泄支援加算 (I)(II)(III)</p>	<p>(I) 排泄介助を要する入所者毎に評価を行い、多職種共同で支援計画を作成・実施・見直しを行う。その結果を厚生労働省に提出し、必要な情報を活用している場合 (II) 入所時と比較して排泄の状態が改善・悪化がない。またはおむつの使用ありからなしに改善した場合 (III) 入所時と比較して排泄の状態が改善・悪化がない。またはおむつの使用ありからなしに改善した場合</p>
<p>ADL維持加算 (I)(II)</p>	<p>ADL値を6か月間評価し厚生労働省に情報を提出した上で一定の基準に基づき算出した日常生活動作の維持または改善の度合いが一定の水準を超える場合 (I) ADLの維持や改善度合いの平均値が1以上の場合 (II) ADLの維持や改善度合いの平均値が3以上の場合</p>
<p>自立支援促進加算</p>	<p>入所者が尊厳を保持し、能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう医師の関与の下、支援計画に基づく必要な取り組みを実施した場合</p>
<p>認知症専門ケア加算 (I)(II)</p>	<p>認知症自立度Ⅲ以上の入所者の割合が50%以上の施設において、認知症介護実践リーダー研修修了者を①認知症自立度Ⅲ以上の者が20人未満の場合は1人以上、②20人以上の場合は10人ごとに1人以上配置し、認知症に関する留意事項の伝達又は技術的指導に係る会議を定期的開催している場合</p>
<p>認知症チームケア 推進加算 (I)(II)</p>	<p>施設における入所者の総数のうち、「周囲の者による日常生活に対する注意を必要とする認知症の者」の占める割合が2分の1以上</p>

	<p>「行動・心理症状の予防・出現時の早期対応に資する認知症介護の指導に係る専門的な研修」を修了している者、又は「認知症介護に係る専門的な研修」および「認知症の行動・心理症状の予防等に資するケアプログラムを含んだ研修」を修了した者を1名以上配置し、かつ、複数人の介護職員からなる行動・心理症状に対応するチームを組んでいる</p> <p>対象者個別に行動・心理症状の評価を計画的に行い、その評価に基づく値を測定し、行動・心理症状の予防等に資するチームケアを実施。</p> <p>行動・心理症状の予防等に資する認知症ケアについて、カンファレンスの開催、計画の作成、行動・心理症状の有無・程度の定期的な評価、ケアの振り返り、計画の見直し等を実施している場合</p>
<p>協力医療機関連携加算 (I)(II)</p>	<p>(I) 定期的なカンファレンスの実施による協力医療機関との連携体制の構築をした場合</p> <p>入所者等の病状が急変した場合等において、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること</p> <p>高齢者施設等からの診療の求めがあった場合において、診療を行う体制を常時確保していること</p> <p>入所者等の病状が急変した場合等において、入院を要すると認められた入所者等の入院を原則として受け入れる体制を確保していること</p> <p>(II) 上記以外の協力医療機関と連携している場合</p>
<p>高齢者施設等感染対策向上加算 (I)(II)</p>	<p>(I) 協力医療機関等との間で新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決め感染症の発生時等に協力医療機関と連携し対応している場合</p> <p>(II) 感染症対策にかかる一定の要件を満たす医療機関から施設内で感染が確認されたときに感染制御等の実地指導を3年に1回以上受けた場合</p>
<p>新興感染症等施設療養費</p>	<p>厚生労働大臣が定める感染症に感染した場合に相談、診療、入院調整等を行う医療機関を確保し、かつ、当該感染症に感染した入所者に対し適切な感染対策を行った上で該当する介護サービスを行った場合（ひと月に1回連続する5日を限度）</p>
<p>生産性向上推進体制加算 (I)(II)</p>	<p>入所者の安全並びに介護サービスの質の確保および職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を開催し、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を必要な安全対策を講じた上で継続的に行い、見守り機器、職員間の連絡調整の迅速化に</p>

	役立つICT機器、介護記録の作成の効率化に役立つICT機器の中から1つ以上導入し、1年に1回、業務改善の取組による効果を示すものとして生活の質等の変化等の情報を厚生労働省に提出する場合
看取り介護加算 (Ⅰ)(Ⅱ)	医師が回復の見込がないと判断した入所者に対して人生の最期の時までその人らしさを維持できるように入所者や家族の意思を尊重して医師、看護師、介護職員等が連携を保ちながら看取りを行う場合
退所時相談援助加算	退所後の介護サービスについての相談援助を行い、かつ、退所から2週間以内に地域包括支援センターに必要な情報提供をした場合
退所前連携加算	居宅介護支援事業者に対して入所者の介護状況を情報提供し、かつ、当該指定居宅介護支援事業者と連携して退所後のサービス利用に関する調整を行った場合
退所時情報提供加算	入所者が医療機関へ退所した場合に医療機関へ生活支援上の留意点等の情報を提供する場合
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)	(Ⅰ) 介護福祉士の占める割合が80%以上または、勤続10年以上の介護福祉士が35%以上の場合 (Ⅱ) 介護職員総数のうち介護福祉士の占める割合が60%以上在籍している場合 (Ⅲ) 介護福祉士の占める割合が50%以上または、常勤の職員が75%以上もしくは、勤続7年以上が30%以上の場合
介護職員等处遇改善加算	以下の取組を行っている場合 ・介護職員等の基本的な待遇や賃金を改善および整備する ・資質向上のための研修機会を提供する ・資質の向上やキャリアアップに向けた支援、両立支援、健康管理、生産性の向上のための業務改善の取組、職場環境の改善を行う

2) 減算

以下の要件に該当する場合は基本料金から減算します。

名称	内容
夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算	夜勤を行う職員について、人員基準上の満たすべき員数を下回っている場合
入所者数が定員を超える場合の減算	入所定員に対して空床型短期入所生活介護の利用者を含めた入所者数が一定の基準を超えた場合
職員の人数が基準に満た	介護職員、看護職員もしくは介護支援専門員の人数が基準に満

ない場合の減算	たない場合
ユニットケア体制未整備減算	ユニット内の職員の人数が基準に満たない状況が発生した場合
身体拘束廃止未実施減算	緊急やむを得ず身体拘束を行った際に身体拘束適正化のための指針を整備していない、記録を行っていない、身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会を開催していない事実がある場合
安全管理体制未実施減算	事故を未然に防ぐために安全管理体制を講じていない場合
高齢者虐待防止措置未実施減算	虐待の発生またはその再発を防止するための措置が講じられておらず、高齢者防止のための指針を整備していない、虐待防止のための委員会を開催していない、虐待防止に関する担当者を配置していない等の事実がある場合
業務継続計画未策定減算	感染症や非常災害の発生時でも可能な限り継続的にサービスを提供し、万一中断しても非常時の体制で早期に業務再開を図るための計画を整備しておらず、感染症や非常災害に必要な措置を講じていない事実がある場合
栄養管理基準を満たさない場合の減算	管理栄養士または栄養士の人数が基準を満たさない場合や可能な限り離床して食堂で食事を摂ることを支援しない事実が生じた場合

・介護給付費算定については、省令により一級地の加算となり、10.90を地域係数として介護給付単位に乗じるものとします。自己負担額は、端数処理の関係で円単位の誤差が生じる場合があります。

・介護保険法令等に基づく利用料及び食費等が改定された場合は文書等でお知らせし、これに署名していただきます。

(2) 介護保険給付対象外サービスの費用

その他のサービス利用料金につきましては、別表をご確認ください。

(3) サービス利用料金の減免

特定入所介護サービス費	世帯全員が住民税非課税の方や生活保護を受給されている場合等は、市区町村へ申請をすることにより、介護保険負担限度額認定証が交付され居住費、食費の負担が軽減される場合があります。
社会福祉法人による利用者負担軽減制度	世帯全員が住民税非課税の方や老齢福祉年金受給者等、生計が困難と認められた方に、生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証が交付されます。

9 利用料金等のご請求とお支払い方法

サービスをご利用になった月の1日から月末までを計算期間として、翌月20日以降に

ご請求します。お支払い方法につきましては、入所者、ご家族等が指定した金融機関口座からの口座振替のご利用をお願いしています。口座振替以外の方法をご希望される場合はご相談ください。

ゆうちょ銀行 銀行 (ネット専業銀行を含む) 信用金庫 信用組合 農業協同組合	引き落とし日：毎月5日（土・日・祝日の場合は翌営業日） 残高不足等により引き落としができなかった場合は、翌月分と合わせて引き落とし又は振込用紙でのお支払いをお願いします。 ご請求とお支払いの流れ 1) 4月利用分請求書を5月20日以降に郵送します。 2) 6月5日に指定口座より引き落としとなります。
--	--

10 緊急時の対応

入所者の容体に変化等があった場合には「緊急時対応マニュアル」に基づき必要な措置を講ずる他、速やかにご家族等へ連絡を行います。

医師名	医療機関名	診療科目	担当日
磯部 聡	磯部医院	内科	金曜日
竹内 康人	竹内医院	内科	火曜日
安田 有利	共愛クリニック	内科	水曜日
横山 健一	横山医院	内科	月曜日
亀井 美野	堀船クリニック	精神科	水曜日（月2回）

11 協力医療機関

入所者の状態に応じて下記の医療機関や歯科診療所（訪問診療）において診療を受けることができます。

医療機関名	所在地
赤羽病院	東京都北区赤羽2-2-1
浮間中央病院	東京都北区浮間2-21-19
東京北医療センター	東京都北区赤羽台4-17-56
大橋病院	東京都北区桐ヶ丘1-22-1
大塚デンタルオフィス	東京都豊島区北大塚1-11-15-102
ひのき歯科	東京都北区赤羽1-61-4

12 事故発生時の対応

事業所は事故の発生又はその再発を防止するため「事故発生防止に関する指針」に基づいた対応を行います。サービス提供より事故が生じた場合には速やかに関係機関、ご家族等へ連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には加入している損害保険により速やかに損害賠償を行います。ただし、事業所に過失等がないと認められる場合にはこの限りで

はありません。

1 3 身体拘束の禁止

事業所は入所者の尊厳と主体性を尊重し身体拘束その他の行動を制限することのないケアに努め、身体拘束等の適正化を図るため次の措置を講じます。

- 1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備します。
- 2) 「身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会」を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 3) 職員に対し身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施します。

ただし、入所者又は他の入所者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない理由により身体等の拘束をせざるを得ない場合には、事前に入所者及びご家族等へ十分説明をし同意を得るとともに、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、入所者の心身の状況を含めた経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きを取り、できるだけ早期に解除できるように努めます。

1 4 虐待の防止

事業所は入所者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するために次に措置を講じます。

- 1) 虐待防止のための指針の整備をします。
- 2) 「虐待防止のための対策を検討する委員会」を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 3) 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
- 4) 1) から 3) の措置を適切に実施するための担当者を置きます。

サービス提供中に職員、ご家族等による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合には速やかに関係機関に通報するものとします。

1 5 感染症対策

事業所は新型コロナウイルス感染症やインフルエンザ、ノロウイルス等の感染症又は食中毒が発生し又はまん延をしないように次の措置を講じます。

- 1) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備します。
- 2) 「感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会」を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
- 3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

1 6 非常災害対策

事業所は非常災害に備えて次の措置を講じます。

- 1) 消防計画、風被害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等について責任者を定め年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を実施

します。

- 2) 防災対策として、火災報知器、スプリンクラー、消火器、消火栓等の設備を設置し非常食、飲料水、介護用品、医療品の備蓄をしています。
- 3) 訓練にあたり関係機関、自治会、地域住民との連携に努めます。

1.7 業務継続計画

事業所は感染症や非常災害発生時において、サービスの提供を継続的に実施するための及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し必要な措置を講じます。

- 1) 職員に対し業務継続計画について周知するとともに必要な研修及び訓練を定期的
に実施します。
- 2) 定期的に業務継続計画の見直しを行い必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

1.8 個人情報保護・開示について

個人情報保護に関する法令及び諸規程等を遵守すると共に職員は業務上知り得たご利用者及びご家族等に関する個人情報を正当な理由なく第三者に漏らしません。事業所が保有する本人の個人情報について、開示・訂正・追加・削除・利用停止等を求めることができます。生活相談員までお申し出ください。

1.9 記録の整備

サービスを提供した際には、サービスの内容等を記録するとともにご利用者やご家族等からの申し出があった場合には適切な方法により、その情報を入所者やご家族等に対して提供します。

2.0 苦情相談窓口

当施設に関する相談、要望、苦情などは下記窓口までお申し出ください。

当事業所相談窓口	苦情担当受付者 生活相談員 主任介護職員 苦情解決責任者 施設長 井坂 哲朗 受付時間 9時～17時(土、日、祭日除く) 電話 03-3900-3901
北区介護保険課事業者支援係	電話 03-3908-1119
東京都国民健康保険団体連合会	電話 03-6238-0177

2.1 第三者評価

直近の受診状況

第三者評価の実施	平成29年より実施しています
----------	----------------

実施した直近の年月日	令和7年10月8日
評価機関の名称	公益社団法人 長寿社会文化協会
評価結果の開示状況	東京都福祉サービス推進機構「福ナビ」等

2.2 代理人について

- (1) 事業所では契約締結にあたり、代理人、連帯保証人及び身元保証人の設定をお願いしています。
- ・代理人は入所者のご家族または親族もしくは生年後見人等の中から選任していただくものとします。
 - ・代理人は原則として連帯保証人を兼ねることとします。ただし、代理人とは別の者を連帯保証人とすることができます。
 - ・連帯保証人は身元保証人を兼ねるものとします。
- (2) 代理人の職務は次の通りとします。
- ・入所者に代わって又はご利用者とともに解約の意思表示及び、その他入所者を代理して行う意思表示、事業所の意思表示や報告、通知の受領、事業所との協議を行うこと。
 - ・入所者を代理して、又は入所者に代わってサービス利用料等を支払うこと。
- (3) 連帯保証人の職務は次の通りとします。
- ・入所者と連帯して本契約から生じる入所者の債務を負担すること。
- (4) 身元保証人の職務は次の通りとします。
- ・利用契約が終了した後、事業所に残された所持品を入所者自身が引き取れない場合の受取り及びその他の必要な措置又は費用を負担すること。
- (5) 連帯保証人の職務は次の通りとします。
- ・連帯保証人の負担は、極度額660,000円を限度とします。
 - ・連帯保証人が負担する債務の元本は入所者、代理人又は連帯保証人が死亡したときに確定するものとします。
 - ・事業所は連帯保証人から請求があったときには遅滞なく利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、入所者の全ての債務の額等に関する情報を提供します。
 - ・連帯保証人が死亡又は破産手続開始決定を受けた場合、もしくは連帯保証人について成年後見が開始された場合は、入所者又は代理人は別の連帯保証人を選任するものとします。

2.3 損害賠償について

当事業所において、事業所の責任により入所者に生じた損害については、施設はその損害を賠償します。ただし、損害の発生について、入所者又はご家族等に故意または過失が認められた場合や、入所者の心身の状況等を斟酌して相当と認められた場合には事業所の損害賠償責任を減じさせていただきます。

事業所は自己の責めに帰すべき事由がない限り侵害賠償責任を負いません。とりわけ

以下の各号に該当する場合には事業所は損害賠償責任を免れます。

- ・入所者又はご家族等が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ・入所者又はご家族等がサービス実施のため必要な事項に関する聴取、確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに専ら起因して損害が発生した場合
- ・入所者の急激な体調の変化等、事業所が実施したサービスを原因としない事由に専ら起因して損害が発生した場合
- ・入所者又はご家族等が施設及びサービス従事者の指示、依頼に反して行った行為に専ら起因して損害が発生した場合

2.4 東京都暴力団排除条例について

- ・事業所は「東京都暴力団排除条例」に基づき、暴力団が都民の生活及び都の区域内の事業活動に不当な影響を与える存在であるとの認識下、暴力団と交際しないこと、暴力団を恐れないこと、暴力団に資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とした対応を行います。
- ・事業所は「東京都暴力団排除条例」に基づき、入所者やその家族等が暴力団関係者である場合には契約を締結しないことを宣言し、入所者及びご家族様等には別紙「反社会的勢力でない事の表明・確約書」にて同意していただきます。

指定介護老人福祉施設のサービスの提供に当たり、本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

令和 年 月 日

事業者 社会福祉法人 東京都福祉事業協会
所在地 東京都北区王子二丁目19番21号
代表者 理事長 藤崎誠一

事業所 特別養護老人ホーム 赤羽北さくら荘
所在地 東京都北区赤羽北三丁目6番10号
管理者 施設長 井坂哲朗

説明者 生活相談員 _____

私は、本書面により事業者から指定介護福祉施設サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

令和 年 月 日

契約者〈入所者〉

住所 _____

氏名 _____

代理人

住所 _____

氏名 _____

本人との続柄 _____

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____

本人との続柄 _____